

2021年8月25日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

新型コロナウイルス感染症による自宅死を防ぐため 在宅医療をはじめとする医療提供体制の大幅強化等を求める緊急要請

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部
会派 厚生労働部会
会派 文部科学部会

全国で新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増し、これまで以上の危機的な状況が続いています。

そんな中、緊急事態措置を実施すべき区域をはじめとして、新型コロナウイルス患者に対応した病床や宿泊療養施設の収容量は限界に近づき、保健所の調整業務はひっ迫し、入院及び宿泊療養が必要な患者が、自宅で療養せざるを得ないという危機的な事態が生じています。

本来であれば、必要とする患者すべてが入院できるように体制を整備すべきです。一方で、現下の深刻な感染状況において、医療を必要とする患者が自宅で放置されるというケースがすでに続出しています。このままでは、自宅での急激な容態悪化等により、必要な医療が受けられず、助かるはずの命が助からないという最悪の事態が多数生じる危険性があります。政府は、在宅の患者が必要な医療を受けられるよう速やかに体制を整備すべきです。

よって、以下の措置を早急に講ずるよう強く要請致します。

要請事項

1. 外来のみならず、在宅での抗体カクテル療法の使用条件等について、医療看護下であれば自宅でも使用されている米国など国外の諸状況を調査の上、自宅死が相次ぐ日本の現状に鑑み、速やかに検討し、使用を認めること。
2. 在宅の新型コロナウイルス患者の命を守るために、在宅医療の専門チームを全国各地で構築するなど、在宅医療体制を大幅に強化すること。その際、医師確保のために往診・訪問診療等の報酬を大幅に引き上げること。
3. 医療体制が特にひっ迫している地域には、全国から医療従事者のマンパワーを結集し、国有地・公有地に臨時の医療・宿泊療養施設を設置するなど、医療を受けられる体制を早急に整備すること。
4. オリンピック終了によって空いた選手村やホテルの一部、医療施設や療養施設について、パラリンピック閉幕を待たず可能な範囲で、新型コロナウイルス患者のための臨時の医療・宿泊療養施設として速やかに転用すること。
5. 両立支援等助成金育児休業等支援コース新型コロナウイルス感染症対応特例の上限を撤廃し、個人事業主も含め、小学校休業等対応助成金・支援金同様に賃金相当額の支給を実現すること。

以上